1　戸籍・住民基本台帳　【戸籍住民課】

1　戸籍等人口

（1）戸籍・本籍人口（令和６年４月１日現在）

区分	戸籍数	本籍人口
本庁・出張所	193,252 戸	474,082 人

平成９年３月１日、戸籍情報システムの稼動にともない本庁一括処理

（2）住民基本台帳人口（令和６年４月１日現在）

区分	世帯数	人口		
		男	女	計
本庁	29,459	28,443	27,667	56,110
二宮出張所	63,520	63,717	63,351	127,068
豊富出張所	20,768	21,146	21,768	42,914
高根台出張所	24,540	23,937	25,648	49,585
習志野台出張所	26,230	27,631	28,921	56,552
芝山出張所	8,047	7,952	8,242	16,194
二和出張所	11,958	13,632	13,990	27,622
窓口センター	82,561	83,416	84,991	168,407
西船橋出張所	54,031	52,622	51,520	104,142
合計	321,114	322,496	326,098	648,594

平成 24 年７月９日法改正により住民基本台帳人口には外国人を含む。

（3）国籍・地域別人口（令和６年４月１日現在）

国籍	人口	国籍	人口	国籍	人口
中国	8,052	バングラデシュ	133	ウクライナ	26
ベトナム	4,366	英国	101	ラオス	21
ネパール	1,855	朝鮮	98	ボリビア	18
韓国	1,534	パキスタン	84	カメルーン	18
フィリピン	1,524	マレーシア	81	ドイツ	18
スリランカ	598	ロシア	81	イタリア	18
インドネシア	403	カンボジア	69	メキシコ	17
ブラジル	390	カナダ	45	ルーマニア	16
ミャンマー	357	イラン	42	コロンビア	15
タイ	355	ガーナ	38	その他・無国籍	284
台湾	331	フランス	37	計	21,860
米国	227	ナイジェリア	36		
モンゴル	185	ウズベキスタン	33		
インド	161	オーストラリア	32		
ペルー	134	シンガポール	27		

市民生活部

2　主要事務処理件数（令和５年度）

（１）戸籍関係

区分	届出総件数	新戸籍	除籍	謄抄本	
				有料	無料
本庁	13,063 件	4,270 件	3,107 件	33,384 件	26,151 件
二宮出張所	950			7,377	29
豊富出張所	284			2,493	40
二和出張所	1,049			4,255	18
高根台出張所	370			3,892	19
習志野台出張所	922			5,891	521
芝山出張所	3,149			2,718	25
窓口センター	4,512			29,500	35
西船橋出張所	692			6,211	10
計	24,991	4,270	3,107	95,721	26,848

※他に謄抄本有料（コンビニ交付　12,682 件）

区分	出生	死亡	婚姻	離婚
本庁	2,473 件	2,895 件	3,790 件	713 件
二宮出張所	210	499	32	40
豊富出張所	62	138	14	17
二和出張所	204	626	27	22
高根台出張所	107	93	25	25
習志野台出張所	284	296	45	37
芝山出張所	168	2,807	30	15
窓口センター	1,436	456	943	336
西船橋出張所	285	85	112	25
計	5,229	7,895	5,018	1,230

（２）住民基本台帳関係（各所での受付件数）

区分	転入	転出	転居	計
本庁	9,667 件	9,664 件	2,841 件	22,172 件
二宮出張所	1,242	854	660	2,756
豊富出張所	286	279	152	717
二和出張所	650	674	373	1,697
高根台出張所	552	505	483	1,540
習志野台出張所	1,386	1,247	847	3,480
芝山出張所	550	501	390	1,441
窓口センター	8,090	8,435	3,930	20,455
西船橋出張所	2,866	2,002	636	5,504
計	25,289	24,161	10,312	59,762

2　旅券（パスポート）　【船橋駅前総合窓口センター】

1　概要

旅券事務については、これまで千葉県が行ってきたが、旅券法改正により、平成 28 年から市町村への権限移譲を進めている。

これを受け、市では令和 3 年 2 月 1 日から FACE ビル 5 階の船橋駅前総合窓口センター内に船橋市パスポートセンターを開設し、旅券（パスポート）の申請の受理および交付業務等を開始した。

これにより従来と比べ受付窓口までの移動時間の短縮、交通費の負担軽減を図ることができた。

また、申請時に必要な戸籍謄本が同センターで取得できるほか、パスポート用の写真撮影、印紙・証紙の購入も可能であるため、ワンフロアで手続きすることができる。

2　受付時間

【申請】月～金　　９：００～１６：３０
【交付】月・水・金・日　９：００～１６：３０
　　火・木　　９：００～１８：３０
※祝休日および年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く
※祝日が日曜と重なった場合は交付のみ受付

3　取扱業務

一般旅券の新規発給に係る申請の受理および交付並びにこれに付随する業務

【主な内容】
（1）新規申請・切替新規申請・訂正新規申請の受理および交付
（2）残存有効期間同一旅券申請の受理および交付
（3）紛失・盗難・焼失の届出の受理
（4）返納の届出の受理

4　令和 5 年度実績

申請件数　22,509 件
交付件数　22,243 件

3　町会・自治会　【自治振興課】

1　町会・自治会活動

市内の町会・自治会数 893 団体、加入世帯 206,069 世帯（令和 6 年 4 月 1 日現在）となっており、これらの組織によって地域活動が活発に行われている。また、この町会・自治会は、市からの行事の連絡や依頼、各種委員の推薦など、市と市民を結ぶ重要な役割を果たしている。

市民生活部

2　船橋市自治会連合協議会

（1）目的

本会は、船橋市内における町会・自治会の相互の連携と親睦を図り、その共通の問題を民主的に研修、協議、調整し、もって市民自治意識の振興と必要な諸々の住民福祉の向上に資することを目的とする。

（2）役員

会長 1 人、副会長 10 人、事務局長 1 人（副会長兼務）、会計 1 人（副会長兼務）、監事 2 人、常任理事 61 人（24 地区から 2～4 人）

（3）加入町会・自治会数

772 団体

3　交付金・補助金

（1）町会・自治会等交付金および自治会連合協議会補助金

単位町会・自治会に対し、令和５年度より加入 1 世帯あたり年間 420 円を交付している。また、自治会連合協議会の補助対象事業に対し、予算の範囲内で補助をしている。

（2）地区連地域活動支援補助金

広域で地域活動を行う船橋市自治会連合協議会が定める会則に規定する地区連絡協議会の活動を促進するため令和５年度より交付している。

①地区連交付金

○市が依頼する情報の周知、各種委員の選出、市との連携等に関する協力に対して 1 地区あたり年 12 万円を交付している。

②地区連地域活動支援補助金

○地区連絡協議会が実施する地域のつながりに資する広域的な活動に対し、その活動経費の一部（対象経費の 2/3、上限 40 万円）を助成している。

（3）町会・自治会館設置費

１００世帯以上の地域住民の利用が見込まれる町会・自治会館の整備（新築等・購入・増築・修繕）を行う場合、その費用の一部を町会・自治会からの申請に基づき交付している。

［新築等（建替含む）・購入］

基準面積×基準単価の 2/3 を上限に補助(１万円未満切り捨て)

※基準面積より実際の建築面積が狭い場合は、実際の建築面積を使用

※基準面積×基準単価×2/3 と実際の費用(対象経費)×2/3 の低い方を補助額とする、増築も同様

［増築］

増築基準面積×基準単価の 2/3 を上限に補助(１万円未満切り捨て)

※増築基準面積は『増築面積』と『基準面積-現在の面積』の狭い方を使用

［修繕］

(工事費－30 万円)の 2/3 を補助(1 万円未満切り捨て)　限度額：200 万円

※算出した額が、1 万円未満になる場合は、1 円未満切り捨て

［基準面積（延床面積）］

399 世帯以下：110 ㎡、400～699 世帯：130 ㎡、

700～999 世帯：150 ㎡、1000 世帯以上　：170 ㎡

［基準単価］

建築に係る統計資料（国土交通省や国税庁）から構造別（木造・鉄骨・鉄筋）の工事単価を算出し、毎年更新

（4）防犯灯維持管理費および設置費補助金

毎年 4 月 1 日に町会・自治会が管理している防犯灯の維持管理費補助金として、1 基あたり定額電灯年額［前年度の各月の電気料金の合算額（100 円未満の端数は 100 円に切り上げ、40W 契約まで)］を交付している。設置費補助金は、LED 防犯灯を設置した場合は防犯灯 1 基につき設置費の 9/10 相当額（限度額：灯具のみの場合 45,000 円、灯具及び鉄柱の場合 73,800 円）を交付し、鉄柱建柱の場合、1 本につき設置工事費の 8/10 相当額（限度額：25,600 円）を交付している。

4　市民センター　【自治振興課】

三山市民センターは、地域住民のふれあい及びコミュニティ活動の推進を図るため、平成 10 年 4 月に設置した。

[施設概要]

○所在地　　船橋市三山 8-19-1

○敷地面積　1,679.73 ㎡

○延床面積　1,693.76 ㎡

○構造　　鉄筋コンクリート造　地上 3 階建

[休館日]

○毎月第 2 土曜日

○年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

5　住居表示　【自治振興課】

住居表示に関する法律の施行に伴い、昭和 39 年第 3 回船橋市議会定例会で「住居表示実施のため市街地の区域及び住居表示の方法を定めることについて」「船橋市住居表示審議会条例」「船橋市住居表示に関する条例」が議決されたことにより、昭和 39 年度から第 1 期 5 カ年計画、昭和 44 年度から第 2 期 5 カ年計画、昭和 49 年度から第 3 期 5 カ年計画、昭和 55 年度から第 4 期 5 カ年計画、昭和 61 年度から第 5 期 5 カ年計画、平成 21 年度坪井町の一部の地区、平成 22 年度馬込町及び上山町三丁目の一部の地区を実施し、市域面積の 65.79%が実施済である。

1　住居表示審議会委員の構成（20 人以内）

○住居表示を実施しようとする区域の代表者

○関係団体の代表者

○関係行政機関の職員

○その他市長が特に必要と認めた者

2　表示の方法

街区方式

3　実績（人口・世帯数は実施当時）

	実施年度	人口	世帯	面積
ア）第 1 期 5 カ年実績	第 1 次昭和 40 年度～第 5 次昭和 43 年度	104,926 人	37,442 世帯	11.564km²
イ）第 2 期 5 カ年実績	第 1 次昭和 44 年度～第 5 次昭和 48 年度	118,082 人	41,697 世帯	12.167km²
ウ）第 3 期 5 カ年実績	第 1 次昭和 49 年度～第 5 次昭和 53 年度	59,415 人	19,915 世帯	11.453km²
エ）第 4 期 5 カ年実績	第 1 次昭和 55 年度～第 5 次昭和 59 年度	75,226 人	23,835 世帯	13.075km²
オ）第 5 期 5 カ年実績	第 1 次昭和 61 年度～第 5 次平成 2 年度	26,956 人	9,744 世帯	6.581km²
カ）坪井町、馬込町及び上山町三丁目の一部地区	平成 21 年度、平成 22 年度	8,908 人	3,696 世帯	1.170km²

6　市民協働の推進　【市民協働課】

1　概要

市民活動が果たす社会的な役割は、地域課題の改善や社会ニーズへの対応など、様々な場面でその必要性が高まっており、市民の創意と意欲をあらゆる場面で活かすことのできる社会づくりが求められている。

こうしたなか、市民協働課では平成 30 年 3 月に「船橋市『市民協働の指針』」の改定版である「市民参加と協働のまち船橋～市民力でまちづくりをすすめる基本指針～」を策定し、市民、市民団体、事業者など、あらゆる主体による市民協働を更に推進するための施策の実施やしくみづくりなどを推進している。

2　令和 5 年度の実施事業

（1）市民公益活動公募型支援事業

地域課題への対応、市民の柔軟な発想や創意工夫を活かした取組みを支援するものとして、市民活動団体から提案のあった事業のうち、公益的な活動に対し市が支援金を交付する「船橋市市民公益活動公募型支援事業」を平成 22 年度に創設した。

［令和 5 年度実施事業］

・申込件数　15 件
・交付決定件数　13 件
・交付件数　11 件
・種別の内訳
　Ⅰ型（最大支援率（初年度）　90%　限度額 10 万円）　9 件

Ⅱ型（最大支援率（初年度）　60%　限度額 100 万円）　2 件

・支援金交付額合計　677,791 円

［令和 6 年度実施予定事業］

・申込件数　　20 件

・交付決定件数　　17 件

・種別の内訳

Ⅰ型　　17 件

Ⅱ型　　0 件

・支援金交付予定額合計　1,328,645 円

（2）市民活動サポートセンターの運営

市民活動サポートセンターは、市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援するものとして、平成 15 年 4 月に設置された施設である。

平成 23 年度に、利用団体登録制度を導入し、平成 24 年度からは、登録団体から募った市民委員で構成される運営協議会を設置し、セミナーの開催や相談窓口の開設などの各種事業を実施している。

［施設概要］

所在地　船橋市本町 1-3-1　フェイスビル 5 階の一部

延床面積　332.8 ㎡

［休館日］

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

［登録団体数］

408 団体

（3）「ふなばし市民力発見サイト」の運営

市内において、様々な知識、経験、技能等を持つ、若しくは公益的な活動を行う個人又は団体に関する情報を、市が収集・蓄積し、インターネットを介して提供することにより、市民力の活性化を目指す「ふなばし市民力発見サイト」を開設している。

［情報発信会員］

・団体　544 団体

・個人　　32 人

（4）市民活動推進事業の実施

市民活動など様々な社会貢献活動に参加するきっかけの場を提供するため、ふなばし市民活動フェアを開催している。令和 5 年度は様々な団体・市民が対面で交流し、ふれ合うことのできる企画を実施した。

［令和 5 年度の実施概要］

・開催日　令和 5 年 12 月 2 日（土）、3 日（日）

・開催方法　・パネル展示（市民活動サポートセンター、市内各図書館、イオンモール船橋）

・ボランティア体験プログラム（各団体の開催方法・日時）

・パフォーマンス実演（きららホール）

・ブース出展（市民活動サポートセンター）

・特別企画（基調講演、トークショー、夏のボランティア体験 感想発表会）

・出展団体数 70 団体

（5）市民協働推進員の設置

市民協働のまちづくりを積極的に推進していくため、庁内の各所属が自らの責任と判断のもと、必要なサービスを将来にわたって安定的・継続的に実施するための取組みをしていく市民協働推進員を各課に設置している。

・市民協働推進員 60 名

（6）市民活動総合補償制度

市民が安心して市民活動を行うことができるように、市民活動中の万が一の事故に備えるため、「市民活動総合補償制度」を平成 23 年度から導入している。

［令和 5 年度事故報告状況］

・事故報告件数　　14 件
　傷害事故　　13 件
　損害賠償事故　　1 件

（7）夏のボランティア体験事業の実施

夏休み期間中の中学生・高校生・専門学校生・大学生を対象に、地域で活動を行う市民活動団体や福祉施設等でのボランティア活動を実際に体験するイベントとして「地域に飛び出せ！！ふなばし夏のボランティア体験」を開催している。

［令和 5 年度の実施概要］

・共催団体　市民活動サポートセンター運営協議会、船橋市ボランティアセンター、東邦大学 TOHO ボランティア部
・ボランティア受入団体・施設 61 団体
・ボランティア体験をした生徒・学生 610 人

7　市民安全　【市民安全推進課】

1　防犯の取り組み

町会・自治会などの住民組織、市内で活動する事業者、警察、行政等が一体となって犯罪の防止に取り組み、安心して生活できる犯罪のないまちづくりの推進を図っている。

○青色回転灯を装着した市民安全パトロールカーの「まもる号」「みはる号」「めぐる号」及び公用車により市内全域のパトロールを実施している。

○地域の自主防犯活動を支援するため、町会・自治会等を単位として結成された自主防犯パトロール隊に対し、パトロール用物資を支給している。令和 5 年度は 238 団体に物資を支給した。

○町会・自治会等が青色回転灯装着車両による青色防犯パトロールが実施できるように警察への申請手続きの支援を行っている。

○町会・自治会等が自主防犯活動を補完するために設置する防犯カメラの設置費及び維持管理費の一部を補助している。

○市ホームページ、広報ふなばし等により市内の犯罪発生状況を提供している。

○警察等からの犯罪情報、不審者情報、交通安全情報を携帯電話やパソコン等の電子メールで配信する「くらしの安全・安心情報」を提供している。令和 5 年度 118 回の配信を行った。

○暴力団排除条例を制定（平成 24 年 7 月 1 日施行）し、市の事務・事業から暴力団排除を進めるとともに、警察と連携を図りながら、暴力団排除に関する市民及び事業者の関心と理解を深めるための広報、啓発等を行っている。

○空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、保安上危険となるおそれや、衛生上有害となるおそれがある空家等について、調査を行い、所有者等に対して適切な管理の助言等を行っている。空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、船橋市空家等対策計画（令和 3 年度～令和 12 年度）を策定している。

○犯罪発生件数（参考）

刑法犯認知件数の推移　（単位：件）

区分／年	船橋市	千葉県
令和元年	4,628	41,793
令和 2 年	3,505	34,685
令和 3 年	3,040	32,638
令和 4 年	3,118	32,728
令和 5 年	3,253	37,538

2　交通安全の取り組み

市民一人ひとりに交通安全思想の普及を図るため、警察をはじめ関係機関・団体と連携、協力を図りながら交通安全対策を推進している。

○警察、関係機関・団体と連携・協力し、春と秋の全国交通安全運動をはじめとして、様々な街頭キャンペーンの実施や、広報ふなばし、パンフレット、ポスター等による啓発活動を行い、広く市民に交通安全思想の普及を図っている。

○幼い頃からの交通安全教育が重要であることや高齢者の関係する交通事故が多いことから、警察や交通安全関係団体等と連携しながら、幼児、小学生や高齢者を中心に交通安全教育を推進している。

○市内の交通事故発生状況等

区分／年	発生件数	死者数	負傷者数
令和元年	1,469	11	1,674
令和 2 年	1,222	6	1,390
令和 3 年	1,234	4	1,403
令和 4 年	1,162	5	1,348
令和 5 年	1,004	6	1,151

8　男女共同参画政策　【市民協働課】

1　概要

男女が平等の立場で多様な生き方を認め合い、家庭・地域・職場のあらゆる分野に共同参画し、個性と能力を発揮していけるような具体的な施策を実施する。

2　令和５年度の啓発事業

（１）令和５年度船橋市男女共同参画講演会の開催

令和６年１月 13 日（土）中央公民館　講堂

・女らしくなく、男らしくなく、自分らしく

露の団姫（落語家・天台宗僧侶）

（２）船橋市男女共同参画情報誌「ｆえふ」の発行

年１回　第 42 号 18,000 部

3　男女共同参画推進委員会（第 18 期）

任期　　３年以内　第 18 期令和６年７月～9 年３月

委員数　20 人以内　第 18 期 14 人

船橋市の男女共同参画施策の推進にあたり、必要な事項について広く意見を求めるため設置。

4　政策決定機関への女性の参画

（１）市議会　議員 50 名中　女性議員 17 名（34.0%）（２）審議会等

設置の根拠法令等	令和６年４月１日	令和５年４月１日
法律設置	委員 398 名中 123 名（30.9%）	委員 395 名中 117 名（29.6%）
条例設置	委員 355 名中 110 名（31.0%）	委員 368 名中 117 名（31.8%）
要綱等設置	委員 493 名中 151 名（30.6%）	委員 518 名中 159 名（30.7%）
計	委員 1,246 名中 384 名（30.8%）	委員 1,281 名中 393 名（30.7%）

5　船橋市男女共同参画計画（ｆプラン）

男女共同参画社会の実現に向けて、市が市民とともに進める施策の基本方針とその具体的な方向性を指し示す「第４次船橋市男女共同参画計画（ｆプラン)」を令和４年３月に策定した。

6　男女共同参画センター

（１）施設の概要

名称　　船橋市男女共同参画センター

所在地　　船橋市本町１－３－１フェイスビル５階

目的　　男女共同参画社会の実現のための拠点施設として、女性も男性も年齢の区別なく学びあい、交流する場として開設。

延床面積　　96.20 ㎡

施設の概要　図書コーナー・掲示板・情報ラックコーナー・交流コーナー

開館時間　　午前９時～午後９時

休館日　　毎週日曜日、国民の祝休日、年末年始

（２）令和５年度利用状況

①利用者数

・団体 39 団体（183 人）　個人 4,289 人

②相談業務

種類	利用状況	
	面接相談	電話相談
女性の生き方相談	222 件	89 件
男性の生き方相談		173 件
女性のための法律相談	120 件	
合計	342 件	262 件

（3）図書コーナーの利用状況

蔵書数　626 冊（雑誌を除く）

○貸出者数　218 人

○貸出冊数　372 冊